

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

御殿場市産業活性化計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

静岡県、静岡県御殿場市

3. 地域再生計画の区域

静岡県御殿場市の全域

4. 地域再生計画の目標

御殿場市は、静岡県の東部にあって、富士山麓の美しい自然に恵まれた緑豊かな高原都市で、広域的に見ると富士山、富士五湖、愛鷹山、箱根、伊豆といった我が国屈指の観光ゾーンのほぼ中央部に位置し、東西24km、南北16km、面積194.63km²の市である。昭和30年2月11日御殿場町、富士岡村、原里村、印野村、玉穂村が合併し、翌31年1月1日駿東郡高根村を編入、翌32年9月1日駿東郡小山町大字古沢区を編入し現在に至る。平成20年3月末現在で、人口は87,318人、世帯数は32,813世帯である。

市制発足後、昭和40年代の高度経済成長に伴い工場や住宅の進出、建設が盛んになり、また、昭和44年東名高速道路の開通により、御殿場インターチェンジができてから東西交通ばかりでなく、中央高速道とも連絡する重要な都市となった。県庁所在地静岡市から約100km、首都東京からも約100kmに位置し、これらの都市からの好立地条件、東海甲州の接点という位置条件に加え、豊かな自然環境を活かしたまちとして発展してきた。

昭和46年3月に昭和60年を目標年次とする「御殿場市総合開発基本構想」を定め、市政運営の指針とし、以来、第二次御殿場市総合計画を経て、現在は第三次御殿場市総合計画（計画期間 平成13年から平成27年）を定め、21世紀の御殿場市民が希望と活力にあふれた市民生活の実現をめざしている。

この計画書の中で、地目別土地利用の基本方針を定め、当市の恵まれた自然環境である「森林」について、木材生産機能のほか、水源の涵養、土砂災害防止、保健休養、生活環境保全、景観形成など多様な公益的機能を有している森林は、良好な生活環境を確保する上で大変貴重で、緑地としての保全、管理を図るとしている。

御殿場市の東に位置する箱根外輪山西側斜面は、戦後植林された杉や檜が成熟し伐期を迎えている。林道「沢入線」は御殿場市街と箱根外輪山を横断する森林基幹道北

箱根山線を接続する路線であり、当該林道を整備することにより林業の振興を図り、森林資源の活用を推進する。また、災害時には緊急避難路や迂回路として活用することが出来る。

一方、平成32年度を供用開始目標に新東名高速道路の建設事業が進められ、新設インターチェンジが当市に開設される。現在、東名高速道路や国道246号、国道138号等基幹道路が集中しているため、生活、産業、観光等目的が異なる交通が重なり渋滞や沿道環境の悪化、交通事故等の問題を招いていて、新設インターチェンジの開設により、さらなる交通量の増加が見込まれる事から、市民にとって利便性が高く、かつ安全な交通環境を整備する事が求められている。

そこで、将来の円滑な交通体系を構築するために、新設インターチェンジへのアクセス道路を整備する。

これにより、市街地への交通流入を抑制し交通渋滞の緩和を図り、安心・安全な交通環境を創造し、市民の住環境の保全及び生活利便性の向上を図る。

以上、林道整備並びに新設インターチェンジへのアクセス道路の整備により、市域の総合的な交通ネットワーク化が図られ、交通利便性の向上により人や物の流れが活発になり、また、上記事業の効果をより高めるため関連市道の整備を一体的に行い、より円滑な交通流動を実現し、箱根外輪山の山麓にある観光・レクリエーション・保養ゾーン（アウトレットモールから東山湖、秩父宮記念公園、平和公園・乙女森林キャンプ場から富士岡地区）の連携により首都圏等市外からの観光客を誘客、拡大し、観光産業の振興を図り経済波及効果による市全域の活性化を図る。

（目標1）林業の振興

- ・ 森林施業面積の30%増
46ha（平成21年度）→60ha（平成26年度）

（目標2）交通利便性の向上

- ・ 林道整備（市道0117号線から北箱根山線までの所要時間 5分短縮）
- ・ 市道整備（高根地区から神山地区までの所要時間 4分短縮）

5. 目標を達成するために行う事業

（5-1）全体の概要

神山地区において実施される林道整備事業と、高根地区で実施される市道整備を一体的に実施する。

神山地区は箱根外輪山の裾野に位置し、樹林等により恵まれた自然環境の中、良好な住環境にある。そこで自然保存に配慮しながら林道整備を実施し、樹林、森林の適正な管理を行う。これにより水源涵養機能等森林が有する諸機能や森林資材の利活用が向上する。

また、高根地区では新東名インターチェンジの開設により交通量の増加が見込まれるため、インターチェンジへのアクセス道路を新設し交通渋滞の解消を図り、市民が快適に生活できる環境を実現する。

これら事業の一体的整備により、総合的な交通ネットワークを構築し、交通アクセス機能の向上及び住環境の保全を図るとともに、林業の振興及び森林資源の活用を図る。あわせて、その他市道の整備も並行して実施し、交通流動をコントロールし住環境の改善を図りながら交通利便性を向上させ、人・物の流れを活発化し市全域の活性化を図る。

(5-2) 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

① 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市 道；道路法に規定する市道に平成21年6月18日に認定済み。
- ・林 道；森林法による富土地域森林計画（平成22年度路線掲載予定）
（平成18年4月1日～平成28年3月31日）

[施設の種類の種類（事業区域）、事業主体]

- ・市 道（御殿場市） 御殿場市
- ・林 道（御殿場市） 御殿場市及び静岡県

[事業期間]

- ・市 道（平成22年度～平成26年度）
- ・林 道（平成25年度～平成26年度）

[整備量及び事業費]

- ・市 道 1. 75 km
- ・林 道 2. 15 km
- ・総事業費 590,900千円（うち交付金287,300千円）
（内訳）市道 542,000千円（うち交付金271,000千円）
林道 48,900千円（うち交付金 16,300千円）

(5-3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、人・物の流れを活発化し市全域の活性化を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行い、より円滑な交通流動を実現

し、箱根外輪山の山麓にある観光・レクリエーション・保養ゾーン（アウトレットモールから東山湖、秩父宮記念公園、平和公園・乙女森林キャンプ場から富士岡地区）の連携により首都圏等市外からの観光客を誘客、拡大し、観光産業の振興を図り経済波及効果による市全域の活性化を図る。

事業名	事業箇所	事業計画期間
地域活力基盤創造交付金	市道0115号線改良工事	平成22年度～平成24年度
〃	市道0114号線改良工事	〃
〃	市道3587号線（神山大坂改良道路）	〃
〃	市道0106号線改良工事	〃

6. 計画期間

平成22年度～平成26年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間終了後に市が年度ごとに達成状況を調査、評価し、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。